

国文学研究資料館 平成一七年度研究成果報告

古典形成の基盤としての中世資料の研究（人物・キャラクター編）

付 歴史人物画像データベース

人間文化研究機構 国文学研究資料館 文学形成研究系
「古典形成の基盤としての中世資料の研究」プロジェクト 編

光国関係資料から見る善通寺蔵書形成の一齣

渡辺 匡一

はじめに

真言宗善通寺派総本山である善通寺の蔵書調査は、平成元年(一九八九)に始まった。総点数一五〇〇〇点に及ぶ資料の悉皆調査で、現在も進行中である。善通寺には、蔵書目録などが一切残されていないため、蔵書がどのように形成されていたかについては、典籍の奥書や袋などに記された文言などを丹念につなぎ合わせながら考えていく必要がある。調査・写真撮影が進行中の現時点では不明な点も多いが、善通寺の蔵書は、大別して三種に分けられる。

- 一、平安時代〜室町時代の書写本
- 二、江戸時代〜明治時代の書写・版本
- 三、他寺院の蔵書本

蔵書は二、三で全体の殆どを占める。一の典籍類については、奥書等に伝来の経緯を確認できず、いつ頃から善通寺に所蔵されていたのか不明なものが多い。また、廃仏毀釈以後、他寺院から流入したと思われる三の典籍類についても、同様に奥書等に善通寺へと渡った経緯が記されていないため、どこからかも勿論のこと、流入したことすら確定し難いといった問題を抱えている。

その中で、二の典籍類については、善通寺の歴代住持の名が確認できるものも多いため、一、三の典籍類に比べると、蔵書形成の推移を窺えそうに見える。そこで、小稿では二の典籍類の内、光国(一七〇九〜一七七八)関連の書籍に注目し、善通寺における蔵書形成のあり方を探っていく上で、の問題点について考えてみたい。

一、光国について

永禄元年(一五五八)、三好実休の兵火による伽藍焼失という惨事に見舞われた善通寺は、『讃岐国大日記』、江戸時代以降、歴代住持の尽力によつて復興を遂げていく。その中であつて、光国(一七〇九〜一七七八)は、五重塔再建や安祥寺流の法統の確立に取り組んだ傑僧である。

「僧正光国画像」(善通寺蔵)などによると、光国は宝永六年(一七〇九)、阿波国高房郷板東氏の男子として生を受け、同村円通寺真竜上人に従つて出家する。十七歳の時に奈良東大寺の恵光に師事し、恵光の死後(享保十九年(一七三四))、戒壇院長老の職に就く。数年の後、京都清水寺で行つた講義で名声を博し、九條関白(輔実か)に度々召されるようになった光国は、九條家の推挙により、宝暦四年(一七五四)、誕生院の住職として入寺する。同八年、九條家に五重塔再建の繪旨が下されるよう要請、丸亀藩の許可を受けて、同十年に再建工事が始まる(繪旨は十二年に出される)。初重が成つたところで(明和元年(一七六四))、寛充に住持を譲り隠棲、安永七年(一七七八)七月十八日に逝去する(七十歳)。諡号は密華園院である。

光国の法脈については、光国が師事した恵光が、新安祥寺流の祖浄蔵の高弟であつたことから新安祥寺流であつたこと、随心院唯授一人の秘法を受け、以後の住職へと伝えられたことが知られている(蓮生観善『善通寺史』)。

実際に光国の典籍書写・収集活動を具体的に検討するためには、全典籍の写真での確認、日記や歌稿などと併せて行う必要があるが、現時点では、

問題点を洗い出しておくために、まずは、善通寺調査で用いられているカードの情報をもとに見ておくことにする。

【注】

(一)松原秀明『徳川時代の善通寺』(一九八八年九月 総本山善通寺)、『善通寺史』第二巻所収)

二、善通寺入寺以前の資料

現在カードで確認できる光国関係の資料を時代順に並び替えたのが、末尾に挙げた表である。全部で九十九点を数える光国関係の資料は、おおよそ宝暦四年、誕生院入寺を境に二分される。宝暦以前の資料は、師匠から伝授された印信類が多い。まず目に付くのは、「僧正光国画像」でも記される、東大寺恵光から享保十八年(一七三三)五月より八月にかけて伝授された印信類である(2く7)。光国三十三歳、恵光が示寂する一年前のことである。新安祥寺流ではなく、醍醐三宝院流の印信であり、『伝法灌頂(勝)』(2)など、恵光に師事すること十六年を経て余流の法統を受けたということになるのか。

恵光から伝授を受けた三年後、享保二十一年二月に、光国は恵光と並ぶ浄厳の高弟、蓮体の付法である寂如から伝授を受け(8く16)、寛保元年(一七四一)には、寂如の孫弟子義剛から伝授を受けている(18)。表からは、新安祥寺流の核をなした恵光、蓮体二派の相伝を貪欲に学ぼうとする若き日の光国の姿が浮かび上がってくる。また、後になっても、蓮体の自筆本『大壇阿闍梨作法』(59宝暦二年九月)、『両界合行次第』(22同十一月)や、義剛の書写本『七戒導師作法』(25宝暦三年二月)、『安祥寺流許可印信口訣』(32同年八月)、寂如の書写本『安流灌頂住記』(26同年三月)、『安祥寺流伝法印明並紹文口訣』(27同)などを書写している。光国が新安祥寺流両派に渡る伝持者であったことが、有範(一二七〇〜一三五二)以来、安祥寺流の法脈を伝える善通寺の住職として迎えられた大きな理由として

考えられるだろう⁽³⁰⁾。

【注】

(二)義剛は阿波国撫養正興庵二世。善通寺の五重塔再興の際には、塔内の南方宝生如来像造立の勸進活動を行った。光国は、善通寺入寺以降も、義剛の所持本を借り受け、書写活動を行っている。『受法入眼』(43)、『祥流伝授隨筆』(77)、『安流許可印明訣』(91)。

(三)光国の二代前の住職であった光敏も、蓮体から新安祥寺流の伝受を受けている。

三、善通寺入寺以後の資料

善通寺入寺以降、光国の典籍書写・収集活動はより活発となる。中心となるのは、やはり新安祥寺流の伝書であるが、この頃からは、自身の書写よりも、弟子たちに書写させて、自らは校合の役割を担うことが多くなってくる。

①宝暦四甲戌秋使書写之六年(中略)校合了善通寺法印光国

(42『胎蔵尊位』)

②筆者多喜曆十二歳明和四(丁亥)七月善通寺誕生院僧正光国校正

朱點畢于時御 年五十九

(73『安流伝授隨筆』)

③寛文十三年五月七日書写一校了浄厳(三十五)貞享元五月十六日

再校了明和八年 九月二十四日使書写之校合畢右筆仁瑞房僧正光国

識

(88『供土公法』)

④此一帖使小随光雅謄写之但未加国字朱点傍注等今以病暇筆削書誤注点図様並依證 本書之尤当秘藏焉安永三甲午年十一月九日僧正光国(行年六十六)

〔97〕四度略次第〔安〕

確認できる弟子たちは、光恕、光雅、光進、光信、多喜麿、仁瑞房などである。この内、光恕が書写の役を担う場合が多い。④『四度略次第〔安〕』の奥書からは、病床にあつても校合を加え、善通寺の聖教としてこれを納めようとする、光国の執念が窺える。

また、ある時には弟子たちを連れて、ともに書写活動に勤しむこともあった。宝暦十三年（一七六三）四月、光国は弟子光信、光進とともに高野山功德聚院に赴き、院主空恵の所持本を写している。

宝暦十三癸未四月二十七日権僧正光国記写本者高野山功德聚院主空

（53〜67袋書）

善通寺入寺以降の光国は、五重塔の再建などに辣腕をふるいながら、一方で安祥寺流の法統の礎を築くべく、弟子たちを駆使して書写・校合を行い、蔵書の整備に邁進したと言えよう。

四、光国関係資料の問題点

現時点で見る限り、光国関係の資料は比較的まとまって箱に納められているように見える。例えば、恵光や寂如から授けられ、あるいは寛充に授けた印信は107番箱に集中して納められているようである。しかし一方で、やっかいな問題も抱えているのである。

一例として、前章でも取り上げた、高野山功德聚院に赴いて書写してきたとする十五点の典籍群（53〜67）について考えてみよう。この十五点を包んでいる袋には、以下のような文言が付されている。

此一褁併不動尊墨本有八（右傍「九」紙。然写本褁上標曰四紙、難知所増加。須考餘本。又此鎮部兩褁難審分、為所以分為兩褁。若必分之則地鎮・鎮壇、共為一褁、鎮宅別為一褁則可乎。然未知古前來所由故姑仍舊而已。宝暦十三癸未四月二十七日権僧正光国記写本者高

野山功德聚院主空慧之本也。〔此一褁筆者光国・光信・光進

〕一つの袋には、不動尊の図と併せて八（九）紙が収められている。しかし本や袋には四紙と書かれている。どれが後に足されたものかは判じがたいので、すべて、後に加えられたものと考えざるべきである。また、この鎮部の二袋は、どういう区別がされているのか分からない。もし分けるのであれば、地鎮法・鎮壇で一袋にし、鎮宅法は別にすべきであると思うが、古来からの分け方というのもし知らないで、このままにしておく」というような意味であろうか。文言から推測するに、光国たちが写したのは鎮部の行法にまつわる典籍で、二つの袋に分けて収められていたのであろう。冒頭の「此一褁」は二つの袋をさらにまとめて一つの袋に入れてあったことを意味すると考えられる。

ところが、現在収められている典籍類は、袋の文言に全くといって良いほど合致しないのである。袋には八ないし九と記される紙（点）数は、十五点十六紙と倍近く増えている。書写奥書を持つものは三点認められるが、時期が重なるのは一点のみ（56）、他の二点は宝暦二年（59）と同十四年（54）となっている。内容も、『千金莫傳ノ秘曲』（53）、『伝法灌頂取水作法』（56）、『歎徳受者答』（57）、『御影供作法』（60）、『求聞持法相承血脉』（63）、『許可状』（65〜67）といった具合に、おおよそ鎮部とは関係がないものばかりである。現在のところ、袋の文言と合致する典籍は、以下に示す、186番箱に収められている『地鎮略次第』（69）のみである。

『鎮略次第』奥書

宝暦十三年夏日以高野功德聚院空恵本写之然茲一帖疑是醍醐地蔵院流偶濫入本流鎮部者也。明和臘十八僧正光国識

残りの七（八）部の典籍（うち一点は不動尊像）も、今後の調査で発見されることは充分考えられるが、それでは、現在袋に収められている十五点のうち、光国の署名がない十二点も光国、もしくは弟子たちの書写によるものと判断してよいのか、という問題が浮かび上がってくる。107番箱には、光国の印信のみが収められている訳ではない。紙の法量、紙質、紙の色、筆致などによって光国や弟子たちの手によるものか、慎重に判断して

いかなければならないのである。

また、もともと袋に入れてあった典籍を出し、あらたに十五点を袋に収めたのは誰なのかも問題となる。行為の意図自体が聖教の形成していく際のビジョンと大きく関わっていくからである。もちろん、光国の自身の手による可能性もある。

たとえば、享保二十一年に寂如から伝授された諸書の内、『安祥寺流諸流一統相承血脈』(15)は、享保九年に書写された『安祥寺伝諸流印信総目』(1)と一緒に帯で束ね、帯ウラに「光国」と署名している。血脈と印信を併せ、安祥寺流を俯瞰するかのようである。また、『(即身成仏義)』(12)、『秘密至極灌頂』(13)、『瑜祇灌頂』(14)の三点も、他の印信とは別に帯を掛け、「享保二十一年二月十一日賜之光国」と署名するなど、典籍を自らの考えをもとに再整理していることが確認できる。53〜67の十五点の典籍についても、光国の手によるものと考えられることは可能なのである。但しそれには、書写奥書を持たない十二点が本当に光国や弟子たちの手であるのか、また、光国の行ったことだとすれば、そこにどのような意図を見いだせるのかなどの問題を、ある程度明らかにする必要はあるだろう。

現在の善通寺における蔵書の分類・整理は、佐伯旭雅(一八二八〜一八九一)によるところが大きい。廃仏毀釈で他寺院から流出した典籍を収集したのも旭雅であると言われる。最終的には旭雅の手によって善通寺の蔵書形成は完成を見るわけであり、53〜67の十五点の典籍をまとめたのが旭雅である可能性も高い。もちろん、旭雅について検討するにも、光国の場合と同様の条件が必要となる。

【注】

(四) (56) は書名が不明とされており、写真撮影も終わっていないため、内容が合致するか、確認がとれていない。

おわりに

善通寺における蔵書形成は、光国を初め、歴代住職たちが書写・収集してきた典籍群をもとに、旭雅が最終的な体系化を図ることによって完成する。小稿では、蔵書形成の推移を考えていく上で問題となりそうな点について検討を加えた。

また更には、実際問題として、最終的な判断をする際に、その根拠となりそうな「紙質」や「紙色」などは、写真だけで判断するのは難しい。「生もの」を触ることは、デジタルアーカイブが当たり前の時代になっても、「資料学」には最低限必要なのである。

※「整理番号」は、国文学資料館の整理番号。箱番、典籍番号、枝番の順である。

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
1 107-132	安祥寺伝諸流印信総目	1枚	享保9	19	印光		107-131と同帯。帯ウラに「光国」の署名あり。	
2 107-172	伝法灌頂(勝)	1枚	(享保18・5・5 ¹⁾)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内	
3 107-173	醍醐伝法灌頂(務伝)	1枚	(享保18・5・5 ¹⁾)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内	
4 107-174	(小野権僧正伝灌頂)	1枚	(享保18・5・5 ¹⁾)	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信。「小野」の内	
5 107-175	無題	1枚	享保18・5・5・1	28	(光国)		享保十八年五月朔日に慧光より光国に授けた印信	
6 67-2	秘蔵記要決	2冊	享保18・8	28	光国		67-3の転写。	
7 67-3	秘蔵記要決	1冊	享保18・8	28	光国		宝永六年惠光書写本の転写。	
8 107-166	秘密灌頂阿闍梨職位極密印	1枚	(享保21・2・2 ⁸⁾)	31	(光国)		享保二十一年二月八日に寂如より光国に授けた印信	
9 107-167	(宗欽秘密灌頂)	1枚	(享保21・2・2 ⁸⁾)	31	(光国)		享保二十一年二月八日に寂如より光国に授けた印信	
10 107-168	(無題)	1枚	(享保21・2・2 ⁸⁾)	31	(光国)		享保二十一年二月八日に寂如より光国に授けた印信	
11 107-169	乍二塔	1枚	享保21・2・8	31	(光国)		享保二十一年二月八日に寂如より光国に授けた印信	
12 107-141	(即身成仏義)	1枚	享保21・2・21	31	光国		107-141～143まで同帯。「享保二十一年二月十一日賜之光国」(帯)「享保二十一年二月十一日/授光国大徳」(奥書)寂如より光国に伝受されたものか。	
13 107-142	秘密至極灌頂	1枚	享保21・2・21	31	光国		「享保二十一年二月十一日/授光国大徳」(奥書)寂如より光国に伝受されたものか。	
14 107-143	瓊紙灌頂	1枚	(享保21・2・21)	31	光国		寂如より光国に伝受されたものか。	
15 107-131	安祥寺流諸流一統相承血脈	1枚	享保21	31	光国		大日如来から光国まで。ウラに朱で、良意から旭雅までの血脈が付加されている。	
16 4-50	安祥寺流伝法印明並紹文口訣	1冊	享保21?	31	光恕		安永三年光恕写。浄敵-寂如-光国伝来本の転写	安祥寺流
17 136-6	灌頂開書	3冊	元文4・7・21	31	長光	光国	此一巻元文三年冬使沙弥長光書写之。同四年七月二十一日一校畢/東大寺真言住持沙門光国行年三十一	報恩院方
18 184-18	印信	2帖	寛保1	33	光国	光国	義剛から光国に授けた印信	
19 47-6	異部宗論論述記	2冊	宝暦2・8・18	44		光国	享保9年梅村弥右衛門・井上忠兵衛版。宝暦二壬申八月十八日開講于皇都/金蓮寺中(十七/席)密華沙門光国校讎(下冊裏)	
20 107-65	伝法灌頂教授作法(初後夜)	1軸	宝暦2・11・4	44	光国			安祥寺流。興雅著
21 107-69	三摩耶戒教授作法	1軸	宝暦2・11・15	44	光国			安祥寺流。興雅著
22 4-12	両界合行次第	1冊	宝暦2・11	44	光国	光国	宝暦二壬申仲冬書写之。至朱書者似九葉/蓮體師私加之。前供養以後所改修者亦難其誰之手。光国(四十四/歳)	安祥寺流

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
23 88-73	伝法灌頂初後夜行法次第 宝珠事/別尺口訣	1帖	宝曆2	44	光国		文明七年(本奥)	安祥寺流
24 185-6	乞戒導師作法	10折	宝曆2	44	光国		元徳三年宏祥・天文十年宥怡・永禄九年快遍・寛文二年宥算・延享元年宝洲本奥書。「此秘訣者伊豆ノ妙淨方也」(宝洲奥書)といふ。	
25 192-28		1帖	宝曆3・2・25	45	真恭	光国	私云/乞戒声明不載大事以別/儀宥舜授之重尊畢/応永十八年(辛卯)九月二十六日/寛延二年(巳巳)九月九日書写了/祥流末葉義剛/宝曆三癸酉春二月二十五日以正興庵/義剛比丘本写之右筆豊前州僧真恭/光国識	
26 88-93	安流灌頂住記(高野山)	1冊	宝曆3・3・3	45	光国		享保五年十月一日寂如/宝曆三年三月三日光国	安祥寺流
27 107-20	安祥寺流伝法印明並 紹文口訣	1冊	宝曆3	45	光国		元禄六年淨蔵口授記→元禄十五年淡洲近圓寂如→宝曆三年安流嫡管光国(→安永二年僧正(花押)付属光進)	安祥寺流。
28 88-91	伝法灌頂私記(応永十七年記)	1冊	宝曆3・3・25	45	光国		忘永十七年四月日行事大法師良榮[中略]宝曆三年三月二十五日光国(四十/五歳)	安祥寺流
29 4-10	祥流鈔(灌頂護摩)	1冊	宝曆3・3・27	45	光国	光国	宝曆二壬申冬十一月六日借得/賢浄口写之本贖之。光国(四十歳)/同三年三月二十七日一本校合了。	安祥寺流
30 88-92	伝法灌頂手日記鈔(応永二十年)	1冊	宝曆3・4・4	45	光国		宝曆二年十一月十一日快雅/宝曆三年四月四日光国	安祥寺流
31 186-37	安/結縁灌頂阿壇阿遮梨用心	2冊	宝曆3・9・20	45	光国		時元禄七年子孟春十五書写校了/他後伝授写得之人若不得第二伝法文之人/則以其本送還于当寺経庫矣/武都北岡靈雲沙門淨蔵誌(五十五載)/宝曆三癸酉九月二十日亥之時以阿州正/興故和尙之本誦經写/愚未嘗光国[行年/四十五]	
32 186-8	安祥寺流許可印信口訣	1冊	宝曆3・8・18	45	光恕		時天和三[癸亥]年閏五月二十九日記之/願以斯微功洽及于法界/並薦祖考妣/使總縛解/安祥寺流未嘗淨蔵(四十/五歳)/伝持之本往年災今茲請借阿州正興故和尙之本再書写之/宝曆三癸酉年八月十八日第四更/光国[行年/四十五]/安永三[甲午]年十一月二十四日以師主僧正/光一真跡御本合揮写同日校元享二年九月二十三日書写畢/權少僧都隆一(本奥)	
33 88-71	灌頂手日記 午水記(灌頂大事)	1冊 10紙	宝曆3 宝曆3	45 45	光国 光国			安祥寺流
34 165-7	/宗源灌頂口決/午水 [又云宗源]/午水 大事[私注之]							
35 4-1A	秘密大事極伝/三種 悉地法/師最秘極伝/ 量秘口	1冊	宝曆4・閏2・27	46	光国		宝曆四甲戌年閏二月二十七日拜写畢/法印光国	安祥寺流
36 4-31	秘法不動供次第	1冊	宝曆4・秋	46	光国(使)		宝曆四甲戌秋使書写之/誕生院法印光国	安祥寺流
37 178-10	中院流目錄	1帖	宝曆4・秋	46	光国(使)		宝曆四甲戌使書写之 誕生院法印光国	
38 158-38	灌頂誦經表白	1冊	宝曆5・10	47	光国		宝曆五亥十月灌頂三摩耶戒誦經表白也/法印光国新製	

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考	
39	椅子並履屋図	4紙	宝暦5・10	47	光国		「享保十五年金剛峯寺中院任門沙門眞源」(本奥)。「宝暦五〔巳/亥〕年十月以備中西□□照院法慧法印之□□」(包紙)		
40	出家授戒法 額綱幔図	1軸 1枚	宝暦6・1・7 宝暦6・11	48	光国 光国 (使)		宝暦六丙子年臘月七日夜半書写畢善通寺誕生院光国 宝暦六丙子年十一月使模写字藏之/誕生院法印光国(包紙)		
41	胎藏尊位	1冊	宝暦6	48	光国 (使)	光国	御本云/承和四年六月以仁和寺宮本写之/右奉納東岩藏寺真性院經庫第二十四箱之内也/宝暦二壬申二月二十四日以安門主御本奉書写之/豊前字佐宮了義/(朱) 宝暦四甲戌秋使書写之六年(中略) 校合了/善通寺法印光国		
42	受法入眼	1冊	宝暦7・夏	49	光国		本云天文十八年六月二十日定本房御自筆御本二字書之。/時寛文五年八月六日以当院御本写之了。靈雲藏。/元禄十三龍集□□仲秋十月三使南紀沙門惠□書写了/祥光三十四歳/宝永二年初冬六日以右御本写之/寂如四十一歳宝暦七丁丑夏月自正興庵所直書也/誕生院光国		
43	4-34							安祥寺流	
44	安流伝法灌頂僧衆交 名並役配	1帖	宝暦7・7・11	49	光恕	光国	安永二年十月十四日光恕写、宝暦七年四月十一日光国識。	安祥寺流	
45	安祥寺相承由来 金剛界念誦私記	1冊 2帖	宝暦7・8・7 宝暦7・10・25	49	光国	光国	安流金界大法下卷宝暦七丁丑冬十月二十五/日書写了廻此白業先此栄松院仙岸貞壽/禪尼上生都史増進菩提用此次第修行/者希心念廻向焉/誕生院法印權大僧都光国/「宝暦十四甲申正月臨日朱書了」(朱書)	安祥寺流	
46	199-7								
47	179-7	薬師寺縁起	1冊	宝暦9・春	51	光国 (使)	光国	宝暦九年〔巳卯〕春寓使膳字畢/皇都以薬師寺古本誕生院大僧正光国	
48	62-9	東長儀	3冊	宝暦9・4・7	51	光国	光国	宝暦丁卯春借得一本俾膳字之而因人手/之稠不獲事一筆殊為漫書但自校閱且私/加困繞如已權僧正光国(上卷奥書)。宝暦九卯年四月七日於浪華居書写之/探痛諸州事縁稠欠特走筆耳/四天王寺年中行事一卷此中伽藍/図規縁由故事等概見矣。此書雖/印行而家不許之俾減版焉。項日/借得一本使書写之校讎畢/宝暦九卯年仲夏日/誕生院權僧正光国識	
49	179-6	四天王寺年中行事	1冊	宝暦9・5	51	光国 (使)	光国	元禄15年宣風坊版。宝暦9・7・12權僧正光国識語あり。	
50	55-4	二十唯識論述記	2冊	宝暦9・7・12	51		光国		
51	18-12	東宝記(一~八)	8冊	宝暦9・9・3	51	光国 (使)	法惠		
52	88-45	四度加行口訣 袋	1冊	宝暦11・4・1	53	光国		志永十八年十二月二日〔中略〕安祥寺興殿書写(本奥)。宝暦十一年四月一日光国の識語あり。	安祥寺流
53	107-108	千金莫傳ノ秘曲	1枚		不明			此一裹併不動尊墨本有八(右傍「九」)紙。然写本/裹上標曰四紙、難知所増加。須考餘本/又此鎮部而裹難審分、為所以分為兩裹。/若必分之則地鎮・鎮壇、共為一裹、鎮宅別/為一裹則可乎。然未知古前來所由故/姑仍舊而已/宝暦十三癸未四月二十七日權僧正光国記/写本者高野山功德聚院主空慧之本出	安祥寺流

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
54	許可 (小野)	1枚	宝暦14・2・23	56	光国		宝暦十四年甲申二月二十三日授于青秀伝授阿闍梨権僧正 (花押)	奥書のみ
55	[不明]	1枚	宝暦13・4	55	光国		宝暦十三癸未四月以高野山功德聚因主空慧之本僧写校讎畢権僧正光国	
56	伝法灌頂取水作法	1枚		不明				
57	敷徳受者答	1枚		不明				
58	(五智山如玄師印文)	1枚		不明			京三條普徳寺蔵版	
59	大壇阿闍梨作法	1枚	宝暦2・9・30	44	光国		宝暦二年申九月晦日以蓮體御自筆写稿/安祥寺流結縁灌頂引入処法/大壇阿闍梨作法/光国/安新 (袋)	
60	御影供作法	1枚		不明				
61	(供養賛並異説)	1枚		不明				
62	(書状)	1枚		不明				
63	求闍持法相承血脈	1枚		不明				
64	(性死輪廻文図)	1枚		不明				
65	許可状	1枚		不明				
66	許可状	1枚		不明				
67	許可状	2枚		不明				
68	諸流灌頂秘蔵鈔	1帖	宝暦13・5・15	45	光国		宝暦十三癸未夏五月十五日繕写此秘冊畢/権僧正光国	致預著/淨蔵増補
69	地鎮略次第	1帖	明和13・夏	56	光国	光国	「地鎮略次第 (秘伝/不可外見)」 (外題)。「宝暦十三年夏日以高野功德聚院空惠本写之然茲一帖疑是醍醐地蔵院流偶溢入本流鎮部/者也。明和臘十八(僧正光国識) (奥書)。「裏云茲次第法則ハ地蔵院殿ヨリ伝/授申了齋尾大和入道屋地依有煩鎮所望之間尋申入則/以此次第行之/迄永九五二十六日夜行之於拙看迄/雖守可行之随分口決」(空/冬/不可外見) (空灌頂之御挂写墨沙門光准 (生年二十一歳) 明和1・冬光雅筆、光国校。明和2・8・9本多正栄筆、光国識。	新安祥寺流
70	不動 [般若寺作]	1帖	宝暦14	56	光進			
71	靈雲寺相承安流聖教目録(上・下)	3冊	明和1・冬/明和2・8・9	56	光雅/本多正栄	光国		安祥寺流
72	利休家六寸尺生花口伝	1冊	明和3	58	清水柳溪	光国	元文六年五月吉日に清水柳溪が書写した旨の奥書あり。	
73	安流伝授隨筆	3冊	明和4・7	59	多喜磨	光国	筆者多喜磨十二歳/明和四 (丁亥) 七月善通寺誕生院僧正光国校正朱/點墨干時御年五十九	
74	血脈安一	1冊	明和4・9・8	59	光国			安祥寺流
75	一山秘密記	1冊	明和4・9	59	光国			

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	備考
76 蔵1-32	観智院大悲殿落慶供養略曼荼羅供誦経表白	1冊	明和5・3・5	60	光国		明和五〔戊/子〕年三月五日〔癸巳/木曜〕応観智院観性之請就行曼供〔堂上職衆十/口交じ名別記〕慶讃新建礼堂因草此表白文兼行/誦経導師僧正光国
77 199-11	祥流伝授随筆	3冊	明和5・5	60	光恕	光国	興書等 光国所贈原本往年罹災但馬已然/借之阿州正興老師使書写之今亦借彼本再使繕写之三帖全成/明和五〔戊/子〕五月〔筆者光恕/校閱光国〕
78 158-40	寛政二〔庚戌〕年霜月灌頂受者印信之記	1冊	明和5・9・25	60	光国		明和五〔戊子〕年九月二十五日〔輪宿/金曜〕伝燈大阿闍梨僧正光国〔興書〕。 代々の印信集成。表紙に「誕生院家」〔権僧正寛充〔花押〕〔五十七六歳〕〕と
79 107-73	畢印明	1冊	明和6	61	光進		御本云、天和三年書之淨藏→元禄十五年写淡州寂如→宝永七年写讃陽沙門戒幢→延享二年写法孫通關→明和六年写僧正光寛文十一年六月十五日書写校合了淨藏/明和六年十一月二十九日法眼光恕拜写之。僧正光国識。 安祥寺流。
80 88-26	大随求懺悔法/賢劫十六尊十六善神形体/常體利毒女陀羅尼經/囊廣梨成就法/毘沙門佛軌/含光記	1冊	明和6・11・29	61	光恕	光国	安祥寺流
81 4-53	婆娑王口決〔仁海口/成尊記〕	1冊	明和7・7	62	光恕	光国	明和七年七月法眼光恕書写之。九月朔日校閱畢/僧正光国
82 56-58	当流嫡嫡三重相承秘口訣	1冊	明和7・9	62	光恕	光国	実運僧都三重秘訣並勝賢僧正別記等写得校合畢明和七年九月右筆法眼光恕/校閱光国
83 56-59	醍醐三宝大事胎藏界念論次第口訣	1冊	明和7・9	62	光恕	光国	明和七年九月書写校合訖右筆法眼光恕/校閱僧正光国 右斯一談終。于此時享保三戊戌年五月朔日/於東都宝林山靈雲寺、以口開山淨藏大和上/御真毫書写朱点一校了。乞土宝藏〔五十四〕。/明和七年十月六日校了。右筆真修/校合光恕
84 4-36							安祥寺流
85 88-20	高雄口訣	1冊	明和7・10・7	62	光恕	光国	明和七年九月法眼光恕拜写之。同年十月七日校閱畢僧正光国
86 109-4	檜尾口訣	1冊	明和7・10・17	62	光恕	光国	明和七年十月法眼光恕拜写訖同月十七日校合故識/僧正光国
87 107-60	伝法權頂誦経導師作法	1冊	明和8・7	63	光国		明和八年七月以蓮花庵本使書写了。但於譜曲未全善更以他日復彼本改書之則可光国識
88 178-54-7	供土公法〔『地鎮法』の内〕	1帖	明和8・9・24	63	仁瑞房	光国	寛文十三年五月七日書写一校了淨藏〔三十五〕/貞享元五月十六日再校了/明和八年九月二十四日使書写之校合畢/右筆仁瑞房/僧正光国識〔興書〕。『地鎮法』九帖の内。
89 165-9	遷宮修法	2紙	明和8・12・13	63	光恕	光国	明和八年十二月十三日光国校

整理番号	作品名	冊数	書写年代	年齢	書写	校訂	奥書等	備考
90	186-22 理趣経法	1帖	明和8	63	光恕		「理趣経法〔秘/■(阿)〕〔表白道場観/十七段印明等〕光 国私記〕(外題)。「光進」(表紙右下)。「筆者法眼光恕 生年十六歳」(裏表紙原返し)」	
91	186-23 安流許可印明款	1冊	安永2・冬	65	光進	光国	時天和三〔癸亥〕年閏五月二十九日記之/願以斯微功拾及于 法界/並薦祖考此齊使總釋解/安祥寺流未資浄敵〔四十/五歳〕 /伝持之本往年羅災今茲請借阿州正興/故和尚之本再書写之/宝 曆三癸酉年八月十八日第四更光国〔行年/四十五〕/安永二癸 巳冬茲秘款付授光進/僧正〔花押光国〕	
92	102-22 五輪投地次第	1冊	安永3・3・29	66	光恕	光国	明和八年少僧都光恕拜贈畢。安永三甲午三月二十九日校了/僧 正光国	
93	199-13 四度略次第〔安〕	5帖	安永3・11・9	66	光雅など	光国	『十八道小次第』『金剛界略次第』『胎藏界略次第』(明和 元年十一月光国の命により書写)『護摩私次第』奥「此一帖 使小随光雅贈写之但未加国字朱点傍注等今/以病暇筆削書誤注 点図様並依證本書之尤当秘藏/焉安永三甲午年十一月九日僧正 光国〔行年/六十六〕	
94	102-30 千手観音業法次第	1冊	安永3	66	光国		享保甲寅四月写之。/安流未資実詮誌/安永五丙申年四月二十 八日僧正光国	
95	90-30 安撰集	1冊	安永5・4・28	68	光国		安永六年十月二十四日に光国より寛充に授けた印信。「安永 六年〔丁/酉〕十月二十四日〔角宿/日曜〕授于寛充 伝繼阿 闍梨僧正〔光国花押〕」(奥書)「許可安 安永六年十月二 十四日賜王書券」(包紙)	安祥寺流
96	107-262 印信	1枚	安永6・10・24	69	寛充			安祥寺流
97	107-261- 1 印信	1枚	安永6・11・18	69	寛充		安永六年十一月十八日に光国より寛充に授けた印信。「伝法 〔安〕安永六年十一月十八日」(包紙)	安祥寺流
98	107-261- 2 灌頂阿闍梨職位	1枚	安永6・11・18	69	寛充		安永六年十一月十八日に光国より寛充に授けた印信。「伝法 〔安〕安永六年十一月十八日」(包紙)	安祥寺流
99	108-1 五教章纂要一〜十六	10冊		不明	光国			